

階層区分	市民税の課税状況等	保 育 料 (多子軽減による半額保育料)					
		3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0				
B	非課税	0 (0)	0 (0)				
C1	均等割のみ課税	12,200 (6,100)	12,000 (6,000)				
C2	4,800円未満	13,900 (6,950)	13,700 (6,850)				
C3	4,800円以上 48,600円未満	15,600 (7,800)	15,400 (7,700)				
C4	48,600円以上 56,800円未満	17,600 (8,800)	17,200 (8,600)				
C5	56,800円以上 65,000円未満	19,700 (9,850)	19,300 (9,650)				
C6	65,000円以上 73,000円未満	21,800 (10,900)	21,400 (10,700)				
C7	73,000円以上 81,000円未満	24,000 (12,000)	23,600 (11,800)				
C8	81,000円以上 89,000円未満	26,500 (13,250)	26,100 (13,050)				
C9	89,000円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)				
C10	97,000円以上 111,400円未満	32,500 (16,250)	31,900 (15,950)				
C11	111,400円以上 125,800円未満	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)				
C12	125,800円以上 140,200円未満	37,500 (18,750)	36,900 (18,450)				
C13	140,200円以上 154,600円未満	39,000 (19,500)	38,400 (19,200)				
C14	154,600円以上 169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)				
C15	169,000円以上 301,000円未満	57,000 (28,500)	56,100 (28,050)				
C16	301,000円以上 397,000円未満	61,200 (30,600)	60,000 (30,000)				
C17	397,000円以上	80,000 (40,000)	78,400 (39,200)				

2019年(令和元年)10月から、3歳以上児及び市民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償となりました。

なお、保育料は無償ですが、市民税所得割額<sup>㉔</sup>が57,700円以上の世帯については、副食費(おかず代)が必要です(ひとり親世帯/障がいのある人がいる世帯については、市民税所得割額<sup>㉔</sup>が77,101円以上の世帯です。)

また、市民税所得割額<sup>㉔</sup>に関係なく就学前施設に3人以上通所されている場合は、3人目以降は副食費が免除されます。

※副食費は、保育料と同じ方法で免除対象者を決定しますが、保育料の減免制度及び多子軽減は適用されません。

※副食費の金額及び納付方法については、各施設へお問合せください。

#### 市民税の課税状況と課税額 1

保護者・扶養義務者の合算額で算定します。所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。——市民税所得割額<sup>㉔</sup>

階層区分の決定は、年少扶養親族が3人以上の場合は、市民税所得割額<sup>㉔</sup>から19,800円×(年少扶養親族の数-2)を減算します。この計算では所得割の額を0円以下にはしません。——市民税所得割額<sup>㉔</sup>

#### ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯の保育料 2

次の要件を全て満たす場合は、右の保育料表[特例]が適用されます。

①保育料表で、階層区分がBからC7に該当する。

②ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。

③市民税所得割額<sup>㉔</sup>が77,101円未満

#### 保育料の多子軽減 -上の子がいる場合の保育料- 3

対象児童に兄・姉等上の子がいる場合は、保育料が減額になることがあります。世帯の状況・市民税所得割額<sup>㉔</sup>の額に応じ、上の子と認定できる範囲や適用される減額が異なります。対象児童が第2子の場合は半額又は無料、第3子以降の場合は無料になります。上表の( )内の金額が、多子軽減の適用による半額保育料です。上の子が幼稚園等を利用している場合は、在園証明書等の提出が必要な場合があります。

### ■保育料表 [特例]

階層区分	保 育 料 【月額/円】					
	3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B <sup>㉔</sup>	0	0	0	0	0	0
C1 <sup>㉔</sup> から C7 <sup>㉔</sup>	4,800	4,800	0	0	0	0

この表は、上の保育料表で階層区分がBからC7階層に該当し、ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持する世帯で、市民税所得割額<sup>㉔</sup>が77,101円未満の世帯の場合の保育料を記載しています。この表の適用となる世帯は、多子軽減により第2子以降が無料となります。